

## 地域枠離脱要件について

### 1 概要

「令和5年度以降の地域枠等の定義について」（令和4年4月18日付厚生労働省通知）において、地域医療対策協議会で協議した離脱要件について「地域枠」志願時に書面同意を求めることとされており、本県では当該要件について未設定のため、本協議会において、協議の上、設定するもの。

### 2 離脱要件とは

入学時の義務履行要件を履行しないことが確定した状態を「離脱」と定義。

→県が「離脱」に同意する事項を「離脱要件」とする。

### 3 離脱要件案

#### ①退学、②死亡、③体調不良、④知事裁量判断事由

○ 退学・死亡

修学及び医師の業務の継続が不能なため

○ 体調不良

心身の故障等により、今後、医師の業務を継続できない場合

○ 知事裁量判断事由

上記の他、知事が真にやむを得ないと認める場合

### 4 離脱の判断に関する権限について

地域医療対策協議会事務局（地域医療支援機構事務局）が離脱申出者の状況を整理、案を作成し、本協議会で審議を行い、知事が審議に基づき決定する。

### 5 今後の対応

令和6年度入試より離脱要件を定めた同意書を受験者から取得することとする。